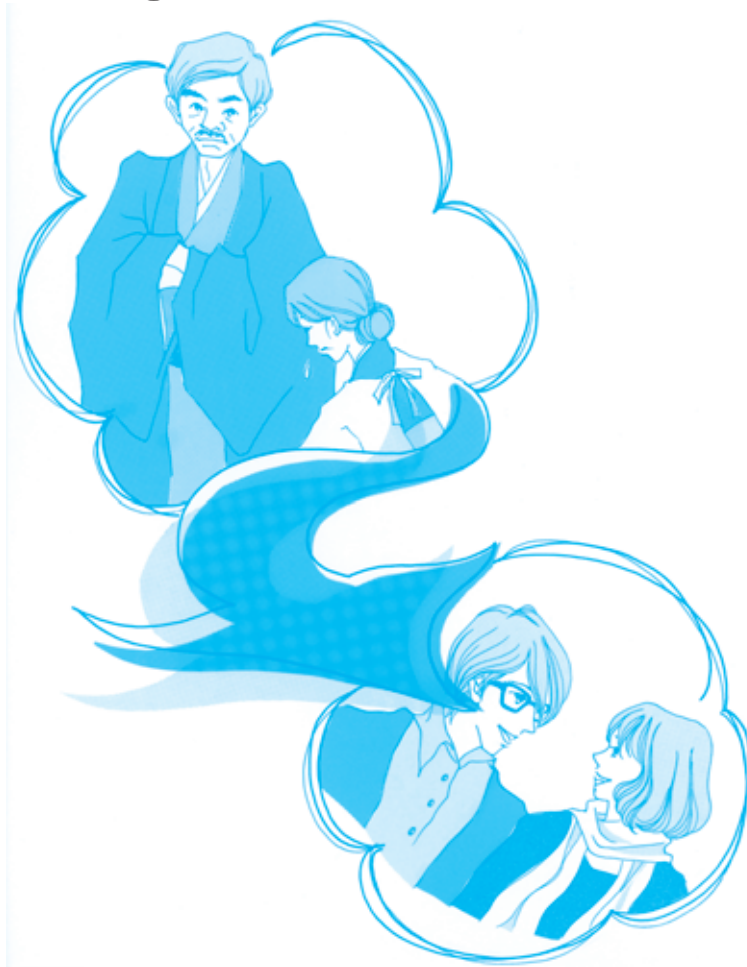


男女共同参画社会へ向けての啓発誌

しまねの  
女と男  
ひとひと



特集  
憲法と男女平等

- 「憲法とジェンダー ～日本国憲法をくらしに活かすために～」  
弁護士 光谷香朱子 ..... 2
- ベアテ・シロタ・ゴードンさんの足跡 ..... 4
- おすすめ図書「憲法と男女平等」 ..... 4
- 活動団体の紹介 ..... 5
- リレーコラム ..... 6
- データで見る男女共同参画 ..... 6
- 講座レポート ..... 7
- 活動報告 ..... 8

## 特集 憲法と男女平等

# 憲法とジェンダー

～日本国憲法をくらしに活かすために～

弁護士 光谷 香朱子

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を原則とする日本国憲法には、その成立当時、世界でも例のない男女平等の条項が盛り込まれました。現在、憲法の3原則として知られているこれらの特色、そして男女平等と女性の権利について、憲法の成立過程をひもときながら改めて理解した上で、特に、男女平等の規定が私たちのくらしの中でどう活かされ実現してきたか、また今後どのように実現していくべきか考えてみましょう。

### 1. 憲法とは何か？～日本国憲法の特色とは

日本国憲法について理解する前に、そもそも憲法とは何かを考えてみましょう。その際、近代以降の欧米諸国の多くが、「立憲主義」に基づいた国家の仕組みを作ろうとしていたことを忘れてはなりません。立憲主義とは、王様・貴族や政府など一部の人たちが絶大な権力（国家権力）を持ち、その人たちに都合の良いよう国や政治を動かしたり、また、そのために国民の権利を侵害することのないよう、国家権力の行使を憲法によって制限する国、政治のあり方です。そして、それは具体的には、①国民主権（国の基本政策は国民の多数の意思で決める）、②基本的人権の尊重（しかし、たとえ多数派であっても少数派の自由を侵害できない）という2つの柱で成り立っています。この、立憲主義という観点で日本の憲法を見てみると、日本で最初に作られた大日本帝国憲法（明治憲法）は、天皇に統治権がある（国民主権が不十分）という点でも、治安維持法によって少数派の思想信条が侵害されたばかりか、女性は無権利（基本的人権の尊重が不十分）という点でも、その内容は不十分なものでした。

これに対して、戦後制定された日本国憲法は、戦争に関わった国々が戦争を起こさないための国づくりを必要と考え、軍事力で他国を支配することを否定し、人権尊重を打ち出そうという、各国の認識に呼応したものとなっています。そして、それは、明治憲法で不十分だった、①国民主権が徹底され、②基本的人権の尊重も徹底されるという立憲主義を明確にし、さらに、戦争の反省に立った③徹底的な平和主義の3つを特色としているのです。

### 2. 日本国憲法におけるジェンダー

さらに、日本国憲法には、成立当時としては画期的な、男女平等の規定があります。もちろん、この規定は、国民主権と基本的人権の尊重（女性にも国民として男



光谷 香朱子 ●みつたに かずこ

#### ●プロフィール

島根県雲南市大東町出身。岡山大学を卒業後、2005年島根県弁護士会に登録。以後、岡崎法律事務所に勤務し、離婚やセクシュアル・ハラスメントなど女性の抱える問題、医療問題、人権問題に取り組む。

島根県弁護士会にて、憲法委員会委員、両性の平等に関する委員会委員、人権擁護委員会委員長。その他の公的活動として、島根県男女共同参画社会形成促進会議委員等も務める。

「資料」 日本国憲法（抜粋）

第14条（法の下での平等）

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第24条（家族生活における個人の尊厳・両性の平等）

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。  
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に

関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第44条（議員及び選挙人の資格）

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

性と同等の権利がある）、平和主義（国民皆が平等で幸福であることが平和につながる）という、憲法の3つの特色とも大いに関わっています。そして、具体的には、性（ジェンダー）に関する明文の規定として、法の下での平等を謳った第14条1項、家族の中の個人の尊厳と両性の本質的平等を定めた第24条、議員及び選挙人の資格を定めた第44条があります（「資料」参照）。これらによって、明治憲法下ではジェンダーによって明らかに区別・差別され、何の権利も持つことを許されなかった女性たちが、男性と同等の権利を保障されるようになったのです。

中でも、第24条ができるまでのいきさつには、とても印象深いものがあります。日本国憲法が、連合軍総司令部（GHQ）の草案をもとにしているというのは、よく知られた話ですが、この草案の中で、女性の権利に関する部分を担当し、その原型を書いたのは、民生局員だったベアテ・シロタ・ゴードンという女性です。少女時代の10年間を日本で過ごし、日本女性の無権利な状況をよく知っていた彼女は、その体験と、自らのアメリカでの女性に対する就職差別など不利益な体験を踏まえて、基本的な女性の権利はもとより、社会福祉や職業・労働に関する様々な権利まで細かく書いたそうです。執筆に当たっては、語学が堪能で、6カ国語に精通していた点を活かして、ドイツのワイマール憲法やアメリカ、北欧、ソ連などの憲法を調べて、それらの良い部分を参考にしたとも語っています。最終的には、社会保障に関する細かい条項の大部分は削られ、条文には最も基本的な権利だけが残ったのですが、現在、私たちが法律の上では当然と思っている男女平等の権利は、このような女性の尽力のおかげで保障されているのです<sup>注</sup>。

### 3. 日本国憲法をくらしに活かすとは？

日本国憲法の制定によって、戦後の私たちのくらしは大きく変わりました。ジェンダーに関して言えば、例えば、「労働基準法」で男女同一賃金が定められたのは、憲法第14条の男女平等が労働分野で具体化されたからですし、憲法第24条に家庭の中での男女平等規定があるからこそ、かつての「家制度」を否定し、妻の無能力の廃止や父母の平等な親権、配偶者相続権等が盛り込まれた「民法」に改正されたのです。もちろん、現在の普通平等選挙が行われるようになったのも、憲法第44条で女性の参政権が明らかにされ、「公職選挙

法」が制定されたからです。

ただ、このように制度は変わっても、容易に変わらないところもたくさんあります。現実を生活している人は、制度前と基本的に同じ人たちなのですから、急に意識が変わらないのは当然のこととも言えます。そこで、男女が不平等な事柄を一つひとつ取り上げ、それらが憲法に違反すると主張して、裁判に訴える等の取組によって、現実の問題を少しずつ変えてきたという歴史があります。例えば、以前は個々の企業の就業規則として定められていた、女性にのみ適用される結婚退職制や、女性のみ30～35歳で退職しなければならない若年定年制、また、男女の定年に年齢差を設けている差別定年制などは、賃金差別とは違って「労働基準法」では扱われていなかったために生じた問題と言われていますが、それぞれ憲法第14条違反として訴えられました。そして、いずれも企業の側の就業規則は無効とされた結果、後に「男女雇用機会均等法」が制定され、「性別を理由とする差別の禁止」条項へと反映されたのです。この他にも、「育児・介護休業法」や「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」などは、いずれも憲法の男女平等条項の延長線上にある法律と言えるでしょう。

憲法とは、長い歴史の中で、権力者の横暴を制限しようとして作られてきたものです。そして、日本においては、日本国憲法の下で、個人の尊重や両性の平等を実現しようと、個々の法制度を変えたり新しく作ったりして、様々な分野で努力してきた経過があります。ですから、私たち一人ひとりも、憲法を自分には直接関わりのない遠いものと捉えるのではなく、まずは、現実生活の中で人権の尊重や男女平等という観点から見て「おかしい」と思う問題を知ることが大切です。その上で、自ら選択し、自身が社会参画していく中で社会の問題状況を変えていこうと行動することこそが、憲法を活かすことになるのです。

注）第24条成立のエピソードについては、映画「ベアテの贈りもの」や、ベアテ・シロタ・ゴードン著『1945年のクリスマスー日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝』、同「ベアテと語る「女性の幸福」と憲法」等で、詳細に紹介されている。

【参考文献】

芦部信喜『憲法』岩波書店  
金城清子『ジェンダーの法律学』有斐閣  
山下泰子・戒能民江・神尾真知子・植野妙実子『法女性学への招待』有斐閣  
※平成24年12月14日(金)に「学生向けライフデザイン支援講座」（島根大学）でお話された内容をもとに編集・加筆いただいたものです。

昨年(2012年)12月30日、憲法の男女平等条項を書かれた、ベアテ・シロタ・ゴードンさんが永眠されました。日本国憲法成立当時、GHQ民政局による憲法草案作成作業は極秘事項だったため、ベアテさんが草案を書いたことは伏せられていましたが、1990年代になって、この事実を初めて公表して以降、高齢を押しして何度も来日し、憲法の女性の権利についての講演等で全国を回られました。

ここでは、ベアテさんの功績の一端をお伝えするとともに、関連図書、そして、彼女の思いや憲法の平等条項を実現すべく県内で活動している団体についても紹介します。

### ベアテ・シロタ・ゴードンさんの足跡

- 1923年 ウィーンに生まれる。父は、リストの再来と言われたピアニスト、レオ・シロタ。
- 1929年(5歳) 父が山田耕筈に招聘され、父・母とともに一家で来日。父は東京音楽学校のピアノ教授に就任。以後、10年間を日本で過ごす。
- 1939年(15歳) 米国サンフランシスコのミルズ・カレッジに留学。
- 1943年(19歳) ミルズ・カレッジを最優秀で卒業。
- 1945年(21歳) ニューヨークに移住し、タイム誌にリサーチャー(調査担当)として就職。  
(22歳) 日本にいる両親との再会のため、戦後、GHQ民間人要員に。12月来日。
- 1946年(22歳) 民生局員に日本国憲法草案作成の指令があり、人権小委員会に属して、男女平等の条項を執筆。日本政府とGHQ民生局の対談会議に通訳として参加。男女平等の条項について、日本側は日本の文化に合わないとは反対したが、日本への理解が深いベアテの通訳に好意を持たれたこともあり、最終的に承諾。
- 1947年(23歳) 米国へ帰国。その後、1950年からジャパン・ソサエティ、1960年からアジア・ソサエティも兼務して、日本やアジアの文化・芸能を米国に紹介したり、若手アーティストの育成等に力を注ぐ。
- 1993年(69歳) 日本でドキュメンタリー番組「日本国憲法を生んだ密室の九日間」が放送され、ベアテの憲法草案作成の事実が公表される。以後、毎年のように日本からの招聘により来日して、講演等で全国を回る。
- 2012年(89歳) ニューヨークの自宅にて永眠。

#### 【文献】

ベアテ・シロタ・ゴードン 1995.『1945年のクリスマスー日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝』柏書房  
ベアテ・シロタ・ゴードン 2006.『ベアテと語る「女性の幸福」と憲法』晶文社

### おすすめ図書「憲法と男女平等」

県立男女共同参画センター(あすてらす)情報ライブラリーには、憲法と男女平等やベアテ・シロタ・ゴードンさんに関する図書・AV資料を取りそろえています。この機会に改めて日本国憲法に込められた男女平等の大切さについて考えてみませんか。

#### 【図書】

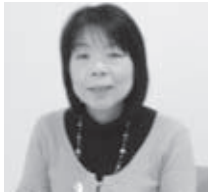
- 『1945年のクリスマスー日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝』ベアテ・シロタ・ゴードン著 平岡磨紀子構成・文 1995. 柏書房
- 『ベアテと語る「女性の幸福」と憲法』ベアテ・シロタ・ゴードン(語る人) 村山アツ子(聞く人) 高見澤たか子(構成) 2006. 晶文社
- 『ベアテさんのしあわせのつかみかた』ベアテ・シロタ・ゴードン著 渡辺泉・山本尚志構成 2006. 毎日新聞社
- 『冬の蕾ーベアテ・シロタと女性の権利』樹村みのり 2005. 労働大学出版センター
- 『憲法とジェンダーー男女共同参画と多文化共生への展望』辻村みよ子 2009. 有斐閣
- 『憲法から世界を診るー人権・平和・ジェンダー [講演録]』辻村みよ子 2011. 法律文化社
- 『憲法の基本ー人権・平和・男女共生』植野妙実子 2000. 学陽書房
- 『女性と憲法の構造』大西祥世 2006. 信山社
- 『憲法二四条ー今、家族のあり方を考える』植野妙実子 2005. 明石書店
- 『憲法24条+9条ーなぜ男女平等がねられるのか』中里見博 2005. かもがわ出版
- 『個人・家族が国家にねられるとき』憲法24条を活かす会編 2005. 岩波書店
- 『みんなの憲法二四条』福島みずほ編 2005. 明石書店

#### 【ビデオ】

- 『対談 女性たちにとっての日本国憲法』平岡磨紀子企画・構成 ドキュメンタリー工房
- 『私は男女平等を憲法に書いた』五百旗頭真監修・取材 ドキュメンタリー工房

## 活動団体の紹介

## [「ベアテの贈りもの」を届ける会]



吉野康子さん

「ベアテの贈りもの」を届ける会の立ち上げのきっかけは、2006年のプリアール(松江市男女共同参画センター)フェスティバルで、映画「ベアテの贈りもの」を上映したこと。日本の女性の権利と幸せを願って一生懸命尽くされたベアテさんの思いを受けとめ、もっと広く社会に届けていくためにも、映画上映のために立ち上げた実行委員会をこのまま解散してしまうのが惜しいと、この実行委員会のメンバーを中心に、その映画のタイトルにちなんだ名称で会を立ち上げました。

2010年から代表を務める吉野康子さんによれば、現在会員は、28名(女性20名、男性8名)。会のメンバーのほとんどがこの会以外にも、人権、平和、福祉、歴史、くらし等様々な活動をしているため、月に一度の例会では、多様な分野の情報が共有できるとのこと。そのため、人権・平和・男女平等を謳った憲法の精神を大切に誰もが安心して暮らせる社会をめざす、という会として基本は押さえつつ、その時々<sup>よしのやすこ</sup>の社会情勢を踏まえた課題をテーマに、自然と次の

活動内容や企画が決まるそうです。

今までに、映画「ベアテの贈りもの」に続いて制作された映画「シロタ家の20世紀」(2009年)を上映されたほか、映画「嗚呼 満蒙開拓団」等の上映会、「憲法」や「貧困」をテーマにしたシリーズ講座も開催したそうです。昨年は、震災をテーマに、一年を通じて福島の子どもたちに島根の新鮮な野菜を届ける活動、エネルギーを考える講座、福島から避難した方のお話を聞く会を実施しました。また、3月末に東京で開催された「ベアテさんをしのぶ会」には2人のメンバーが参加して、改めてベアテさんの意思を受け継ぎ平等で平和な社会を守っていくことの大切さを実感されたそうです。

「本当は私たちの会が、ベアテさんの思いを“届ける”活動を続ける必要がなくなるような、住みよい社会になるのが望ましいのですけれど。」と話す吉野さんの笑顔には、楽しみながらもベアテさんの思いを実現するための強い意志が感じられました。

(取材：(公財)しまね女性センター 小川洋子)

## [島根県弁護士会「両性の平等に関する委員会」]



射場かよ子さん

日本弁護士連合会(日弁連)で設立されていたこの委員会を、島根県弁護士会でも会員からの要望によって設立したのが平成18年のこと。委員会の主旨について射場かよ子委員長は、「<sup>いじま</sup>弁護士の使命は人権擁護と社会正義を実現すること。民事・刑事事件への対応以外に、公益活動の一環として弁護士会では様々な委員会を設けていて、この委員会もその一つですが、目的は男女平等社会の実現のため、そして足元の弁護士業界での男女平等を進めるためです。」と説明。理事や執行部などの役職に就く女性が少ないため、弁護士会の意思決定の場に意見が反映されにくいほか、セクハラ防止のための規則が未整備であったりと、一般企業や行政機関に比べて取組が立ち後れている傾向があるそうです。また、弁護士にも男女で所得差があり、その要因の一つとして、男性は企業からの依頼等比較的大きな仕事を任せられるのに対し、女性は離婚など規模の小さい案件を担当することが多く、「仕事の振り分けにジェンダーバイアス(性別による偏り)があるのでは」と射場委員長は指摘。「まずは弁護士の中で男女平等が実現できな

ければ、社会での実現もできないと考えています。今後は研修等にも力を入れていきます。」と力強く言われました。

県民のみなさんに向けた活動としては、「女性の権利110番」があります。これは、毎年6月に国の男女共同参画週間に合わせて日弁連が実施し、島根県の委員会でも電話相談を受け付けているもの。年によって件数にばらつきはあるものの、県内の女性から様々な相談が寄せられているそうです。

また、地域の研修会等への講師対応もしているのも、ぜひ声をかけてもらいたいとのこと。「DV、労働関係など女性に関わる問題や、憲法とジェンダー、男女平等などをテーマに、弁護士の立場から話をしてもらいたいという要望があれば、弁護士会で講師を選定して派遣することも可能です。公民館や自治会での研修や勉強会にも、気軽に呼んでいただければ。」と射場委員長。個別の依頼への対応だけでなく、広く県民に向けた啓発活動も行っている弁護士のみなさん。射場委員長のお話からは、弁護士をもっと身近に感じてもらい、県民のみなさんがより暮らしやすくなるための力になりたいという気持ちが伝わりました。

(取材：(公財)しまね女性センター 漆谷佑美子)

## あすてらすフェスティバル2013で、「ベアテの贈りもの」を上映します!!

6月8日(日)に開催する「あすてらすフェスティバル2013」にて、憲法草案に男女平等を書いたベアテ・シロタ・ゴードンさんの取組と成果を紹介するドキュメンタリー映画「ベアテの贈りもの」を上映します。(入場無料) 問い合わせ、お申し込みは、(公財)しまね女性センター (tel: 0854-84-5500) まで。



ベアテ・シロタ・ゴードンさん

## ベアテさんからの宝物を育てていこう

今号の特集は「憲法」でしたが、皆さんは一人のアメリカ人女性がこの憲法に「男女平等」を書いた事実をご存知でしたか。恥ずかしながら、私は女性センターに勤務するまで知りませんでした。憲法についても、戦後日本は民主的な国になったのだから、民主的な憲法になって当然、そこに男女平等が入っているのも当然くらいにしか思っていなかったのです。

1997年に福岡で、そして、2001年には島根県のここ「あすてらす」でベアテさんの講演を聴く機会に恵まれましたが、女性の権利を憲法に書くために、さらにその内容がGHQの上層部や日本政府から承諾を得るまでどれほど一生懸命尽くされたかを、凜として語られる姿はとても感動的で感謝の思いでいっぱいになりました。草案作成に関わった時は22歳の若さだったという話に驚く聴衆に、幼い頃から日本で暮らし、女性が能力はあっても無権利な状況を実際に知っていたこと、大学生のうちから自活して、19歳で大学を卒業した後は翻訳・リサーチ等様々な仕事上の経験を積み、今の時代の22歳とは全く違っていたことを話され、「だから、何も知らない“小娘”ではありませんでし

た。」と言って会場の笑いを誘い、自身も誇らしげに笑顔を浮かべておられた様子が、今でも印象に残っています。

憲法の男女平等は、日本育ちのベアテさんがGHQに入っていなければ、なかったかも知れない、かなり危なっかしい幸運によるものでした。にも関わらず、私たちは、憲法で男女平等が保障されている状況に慣れすぎていないでしょうか。しかも、実際にはまだ平等になっていないことが身の回りにはたくさんあります。私の知り合いの非正規雇用の人はほとんどが女性ですし、官公庁でも企業でも管理職はほとんど男性。働いていても家事・育児の責任は女性の方にありますし、DVの被害者の大半も女性で、偏っているなあと思います。そう、ベアテさんの贈りものは、本当の男女平等社会実現のための種まきであって、現実が追いつくのはこれからです。戦後60年以上経ってもまだ苗木程度のこの宝を、絶対に枯らさずに大きく育てていくことが、私たち後進の責務なのだと思います。

(公財)しまね女性センター 専門員 小川 洋子

### データで見る男女共同参画③

この数字  
ご存じですか？

101位

これは、世界経済フォーラムという国際団体が2012年に報告した、日本の男女格差の世界での順位です（GGI：ジェンダー・ギャップ指数）。毎年、各国内の男女格差を、経済分野、教育分野、保健分野、政治分野ごとに数値化して順位付けしているのですが、<sup>(注1)</sup>日本は135カ国中この順位。国連開発計画（UNDP）による人間開発指数（HDI）<sup>(注2)</sup>では、187カ国中10位と人間開発の面では高い達成度であるのに比べ、女性の地位の面では著しく低い水準と言えます。その上、98位だった2011年の順位よりも落として遂に3ケタ台になってしまったことから、格差解消のスピードも他国より遅れていると読めます。

分野別に、このGGIの順位を見てみると、経済分野102位、教育分野81位、保健分野34位、政治分野110位となっており、特に、経済分野で管理職が男性で占められていて所得も男女差が大きく、政治分野で女性議員が極端に少ない現状が反映されています。また、一般には比較的平等と思われる教育分野でも、高等教育では男性の在学率の方が高いため、この順位にとどまっていると言えます。

人間の能力開発の面では最高水準を獲得している日本ですが、その水準に見合った女性の能力発揮ができていない状況を意識的に改善し、特に政治・経済活動により一層参画する機会を確保することが急務と言えるでしょう。

(注1) 経済：労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、教育：識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、保健：新生児の男女比率、健康寿命、政治：国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数のデータから算出。

(注2) 出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国民総所得（GNI）から算出。

HDI（人間開発指数）

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.955
2	オーストラリア	0.938
3	米国	0.937
4	オランダ	0.921
5	ドイツ	0.920
6	ニュージーランド	0.919
7	アイルランド	0.916
7	スウェーデン	0.916
9	スイス	0.913
10	日本	0.912
11	カナダ	0.911
12	韓国	0.909

GGI（ジェンダー・ギャップ指数）

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.864
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.840
4	スウェーデン	0.815
5	アイルランド	0.783
6	ニュージーランド	0.780
7	デンマーク	0.777
8	フィリピン	0.775
9	ニカラグア	0.769
10	スイス	0.767
101	日本	0.653

(資料) 国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2013」

世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2012」

●男女共同参画お届け講座(川本会場)

「安心・安全な暮らしのための男女共同参画」

日程：①10月24日(水)、②11月10日(土)、③12月5日(水) [主催：川本町、島根県、(財)しまね女性センター]

川本町でのお届け講座は、すこやかセンターを会場にして、「安心・安全な暮らし」を全体テーマに、男らしさ・女らしさととらわれることなく非常時や老後に備えた危機管理意識を持つための連続講座(全3回)として実施しました。

第1回は「災害と男女共同参画」をテーマに、「ウィメンズネット・こうべ」代表の正井礼子さんが、男女共同参画の視点で見て、阪神淡路大震災の教訓が東日本大震災時にはどう活かされ、何が活かされなかったのか、被災地支援での活動をもとにお話されました。参加者からは、震災後、防災意識自体は高まっているものの、そこにジェンダーに配慮する視点、女性を取組の主体者と位置づける視点が欠けていたと気づかされた、という声があり、今後の取組に活かしてほしい内容でした。続く第2回は、女性限定で開催した「女性のための護身術」。

護身術の一番の目的は危険を回避することで、危害を加えようとする人を傷めたり懲らしめるものではないことを認識した上で、女性は弱者という思い込みにとらわれず危険から身を守るためには、実技だけでなく気持ちも強く持たねばならないことを学びました。そして、第3回のテーマは「エンディング」。社会福祉士の薬真寺満里子さんを講師に迎え、病気や事故などもしもの時に役立つエンディングノートを活用して人生の最終章に備えることの大切さを考えました。実際にエンディングノートを書く(終活の準備に入る)前の整理の段階で、男女では関心の対象や得手・不得手とする分野に偏りがあることに気づかれた参加者もおられたようです。

「危機管理」と「男女共同参画」という一見直接関係なさそうなテーマと感じて来られた方にも、誰もが安心して暮らすためには、男女共同参画の視点が大切なのだということを再認識していただける機会となりました。



正井礼子さん



大沼もと子さん



薬真寺満里子さん

●職場で学ぶライフマネジメント講座(シマネ益田電子株式会社)

「ワーク・ライフ・バランス研修～いきいきと自分らしく働くためのコツ～」

日時：3月5日(火) 15:00～16:30 [主催：島根県、(財)しまね女性センター、シマネ益田電子株式会社]



八坂貴宏さん

ライフマネジメント講座は、男女がともに育児・介護など家庭や自分のライフスタイルを大切にしながら充実した職業生活を営むことができるよう、企業で働く男性の固定的性別役割分担意識の見直しや環境の整備を図ることを目的に、職場を訪問して実施しています。

シマネ益田電子株式会社では、ワーク・ライフ・バランス(以下WLB)の理解をテーマに、一般社員向けに講座を開催。社員のみなさんの中には、WLBの言葉を知らない人も多いとのことから、基礎的なことを堅苦しくならず楽しい雰囲気の中で学べるよう、ワーク(演習)を取り入れた参加型形式で進めていきました。講師は、WLBをはじめコミュニケーションや人材育成の研修講師として笑顔あふれる指導が各地で好評を得ている、Office.YASAKA代表でビジョン・コーディネーターの八坂貴宏さん。八坂さんは、①自分の事としてWLBを

語れるようになる(理想を描く)ことと、②仕事も生活も楽しめるようになることを目的に、日本の現状や、企業がWLBを進める必要性、男性が育児にかかわるメリット等について分かりやすく説明され、「WLBとは人それぞれ時期や状況によって様々であり、今できること、したいこと、すべきことにフォーカスすること＝個人の生き方そのもの」とお話されました。

また、この考え方を共有したうえで、一人ひとりが自分の立ち位置や、理想と現実を見つめ直すワークを行いグループで語り合いました。自身のWLBを「寄せ鍋」に例えて仕事・家庭・趣味などを「具材」として書き込むワークでは特に会話ははずみ、WLBを相互理解しながら、コミュニケーションも深まる満足度の高い講座となりました。



グループワークの様子



## 快適に過ごせる避難所へ

### ～「HUGゲーム」を使って避難所運営模擬体験～

劇団「アクアス姫」は、江津市に住む島根県男女共同参画サポーター7名で結成された団体です。劇や紙芝居を介して男女共同参画の啓発活動をしています。

平成25年1月20日(日)には、しまね女性ファンド助成事業として、静岡県が開発した「避難所運営ゲーム『避難所HUG』」を使った模擬体験をしました。これは、被災者が避難所で快適に過ごすにはどのようなことに気をつけて運営したら良いか、参加者一人ひとりが運営者になったと想定し、学校の体育館や教室の図面を避難所に見立て、カードに書かれている避難者を適切な場所に配置



避難者カードの配置に奮闘中

していくものです。市内から60人が参加し、8グループに分かれてアクアス姫が中心となって読み手を務めました。参加者の中には、昭

和47年の集中豪雨災害を経験されている方も多く、東日本大震災もあり、皆さん防災意識が高く、真剣に取り組んでくださいました。ゲームをする中で、いろいろな気づきが出ました。「大勢の人が一度に避難するという混乱の中で、実際にカード通りうまく振り分けられるのか」、「同じ人ばかりの運営では負担が出てくる。元気な人は手伝えが良い」、「種類の違うベットの扱いや、持ち込むことへの賛否両論をどう収めるか難しい」、「男女の洗濯もの干し場は？トイレの場所は？」などなど。実は、この気づきが大切なのではないかと思いました。あつてはならない災害時こそ、この気づきの部分に一人ひとりの創意工夫が見出せてくるのではないのでしょうか。講師のNPO政策研究所専務理事、相川康子先生からも、「日頃から皆で考え知恵を出し合う場を作り習慣化すること」と助言をいただきました。

いつどこで起きるとも限らない自然災害。今後は各地域に「HUG」を貸し出して、防災、減災の意識と自助力を高めていけるようサポートしていきたいと思います。

島根県男女共同参画サポーター(江津市)・劇団「アクアス姫」  
かみうつり  
神移 いつみ

## 避難所運営ゲーム「避難所HUG」貸出のご案内

「避難所HUG」は、避難所運営をみんなで考えるためのひとつのアプローチとして静岡県が開発したものです。カードには避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書いてあります。避難者への配慮をしながら部屋割りを考え、炊き出し場や仮設トイレの配置をどうするかなど、避難所の運営を学ぶことができます。HUGゲームを通して、男女共同参画の視点から課題を見つけ、防災対策を進めるための気づきやヒントを共有しましょう。

貸出方法など詳しくは、事業課(TEL 0854-84-5514)までお問い合わせください。



【制作：静岡県危機管理部危機情報課】  
(取扱説明書、CD、カード4セット)

## お知らせ

このたび、しまね女性センターは、島根県知事の認定を受け、平成25年4月1日付で公益財団法人へと移行いたしました。今後も、より一層男女共同参画社会の形成に向けて力を注いでまいります。



島根県立男女共同参画センター

# あすてらす

〒694-0064 大田市大田町大田イ236-4(JR大田市駅西隣)

TEL 0854-84-5500(代) FAX 0854-84-5589

ホームページアドレス <http://www.asuterasu-shimane.or.jp/>

**利用のご案内** ((誰でも気軽に利用できます!))

●開館時間 / 9:00~19:00(貸出し施設については21:00まで)

●休館日 / 毎週月曜日・国民の祝日、年末年始(12月29日~1月3日)